

2018年10月15日

就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議 御中

日本・東京商工会議所

### 採用選考活動に関するルールについて

大学等の新卒における採用選考活動に関するルールは、いわゆる「青田買い」等の防止を目的に、1953年に企業と大学との間で「就職協定」が定められた。以降、一時の空白期間があったものの、現在に至るまで一定のルールは存在している。

採用選考活動に関するルールについて、日本商工会議所は、「就職協定」が1962年に廃止された際に混乱が生じたことを受け設置された検討の場に参画したことに加え、近年の採用選考開始時期をめぐる議論においては、中小企業の実態や大学等における学事行事への影響等を踏まえた上で、学生の学業時間を確保していく観点から意見を主張してきた。

今般の「採用選考に関する指針」の廃止に関する議論については、会員企業、会員大学の双方にヒアリングをしたところ、廃止することなく何らかのルールが必要であるとの意見が大勢を占めた。

当所はこれまで会頭記者会見等を通じて標記に係る見解を述べてきたが、下記により改めて意見を申し上げる。

#### 記

##### <ルールの必要性>

- 採用選考活動に関するルールの変遷や上記のヒアリング結果を踏まえると、ルールを廃止することは却って採用選考活動の早期化・長期化や、それに伴う学生の混乱、さらには学業時間の確保を妨げる恐れがあり、長期的には日本全体の損失に繋がる。
- 現在の採用選考活動は、大企業の活動が終わった後に中小企業の活動が本格化するのが実態である。特に、新卒採用を実施している中小企業においても、計画通りに採用を充足できた企業は約3割に留まっている。
- また、中小企業では毎年人手不足が深刻化しており、直近の調査では65%の中小企業で人手不足を訴える等、最大の経営課題である。
- このような状況下において、「採用選考に関する指針」が廃止され、採用選考活動がさらに早期化・長期化した場合、中小企業に一層の負担が増加することが懸念される。
- 従って、採用選考活動に関する何らかのルールは必要であると考える。

##### <ルールの策定主体>

- 採用選考活動に関するルールの策定は、「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議（以下、関係省庁連絡会議）」で検討することが望ましい。
- なお、商工会議所は、関係省庁連絡会議の決定事項を会員企業へ広く周知していく。

##### <広報・選考活動開始時期>

- 広報・選考活動開始時期は、関係省庁連絡会議で検討することが望ましい。
- なお、当所は現状の時期について、特段の問題は生じていないと認識している。

以上